

食品等輸入届出に関するQ & A

1 食品等輸入の届出制度の趣旨

Q 1-1 食品等輸入の届出を義務づける理由は何ですか。

(A 1-1)

現在も、輸入食品の安全性確保については、まずは、検疫所が水際で必要な審査や検査を行い、違反が発見された場合には、積戻し等の措置がとられており、国内に流通してからも、都道府県等が店頭での抜き取り検査を行い、違反が発見された場合には、回収命令等の措置がとられています。

しかし、従来は、県が食品等の輸入を行う事務所等を把握する仕組みがないことから、県が、食品等の輸入を行う事業者に対する指導や情報提供を行うことが困難でした。

そこで、食品等の輸入業務を行う県内の事務所等について、県へ届出を義務づけることで、県内で食品等の輸入を行う事業者に対し、輸入食品の安全性に関わる指導や情報提供などを効率的かつ効果的に行えるようになり、輸入食品の安全性確保をより一層図ることができると考えています。

Q 1-2 食品を個人輸入する場合は届出が必要ですか。

(A 1-2)

本制度では、食品等を輸入する際に、食品衛生法第27条の規定による届出をした者（食品等輸入者）が対象となります。

そのため、食品等を個人で消費するために輸入する場合は、届出の必要はありませんが、販売の用に供し、又は営業上使用するために食品等を輸入する場合は届出が必要です。

Q 1-3 以前、食品の輸入をしたことがあるのですが、今後、行うかどうかは決まっています。このような場合も届出は必要ですか。

(A 1-3)

本制度は、施行日（平成22年4月1日）以降において、食品等を輸入するために食品衛生法第27条の規定による届出を行った事業者が対象となります。施行日以降に食品衛生法第27条の届出を行っていない事業者は、本制度による届出を行う必要はありません。

2 食品等輸入事務所等の届出制度の概要

(1) 「食品等」の範囲

Q 2-1 食用とするために、生きた魚を輸入する場合、届出対象となりますか。

(A 2-1)

食品衛生法では、食品等を輸入しようとする者は、検疫所に届け出ることと定められています。

お尋ねのケースでは、食品衛生法に基づく輸入届出を行っているため、本制度による届出が必要になります。

(2) 「輸入」とは

Q 2-2 日本の船舶が外国の領海あるいは公海上で漁獲した食用の魚介類を，県内の漁港に水揚げする場合は，届出が必要ですか。

(A 2-2)

日本の船舶が日本の領海以外の海で漁獲した水産物を水揚げする場合，食品衛生法第27条に基づく届出の対象外となりますので，本制度による届出は必要ありません。

Q 2-3 現品を取り扱わず，伝票のみで，輸入及び販売を行っているが，届出対象となりますか。

(A 2-3)

本制度は，食品衛生法第27条に基づく届出を行った事務所等について，届出をいただくものですので，例えば，その事務所等で輸入した食品等の貯蔵や保管，運搬を行うなど，現物を扱っているかどうかは関係がありません。その事務所等の住所（主たる事務所の所在地）が茨城県内にあり，食品衛生法第27条に基づく届出を行ったのであれば，本制度による届出が必要です。

Q 2-4 食品衛生法第27条に基づく届出を行う事業所で，輸入した食品を原材料にして，食品を製造販売しているのですが，届出が必要ですか。

(A 2-4)

本制度は，食品衛生法第27条に基づく届出を行った事務所等について，届出をいただくものですので，その事務所等で輸入した食品の製造や販売を行っているかどうかに関わらず，食品衛生法第27条に基づく届出を行ったのであれば，本制度による届出が必要です。

Q 2-5 他県の港に輸入した食品を，県内の事業所に運び，表示や小分けをして販売する場合，届出が必要ですか。

(A 2-5)

本制度は，食品衛生法第27条に基づく届出を行った事務所等について，届出をいただくものですので，荷揚げ地がどこであるかに関わらず，住所（主たる事務所の所在地）が県内の事務所等において，食品衛生法第27条に基づく届出を行ったのであれば，本制度による届出が必要です。

3 届出をする者及び届出先

Q 3-1 輸入申告は当社名で行うのですが，実際の手続は商社に代行してもらいます。この場合は，誰が届け出ればよいのですか。

(A 3-1)

本制度は，届出により食品等の輸入を行う事務所等を把握することで，輸入食品の安全性の確保に関する指導等を行えるようにすることを目的としていますので，食品衛生法第27条に基づく届出に記載された事業者へ届出を義務づけています。

このため，お尋ねのケースでは，食品衛生法第27条に基づく届出に記載された事業者へ届出義務があります。

4 食品等輸入の届出

Q 4-1 食品の輸入は定期的に行うわけではないのですが、一度届出を出せば、事務所を廃止しない限り届出は有効ですか。

(A 4-1)

本制度では、食品等輸入者につき、一度届出をしていただければ、届出をした内容に変更がない限り、届出の必要はありません。

Q 4-2 現に輸入業務を行なっている者は、いつまでに届出をするのですか。

(A 4-2)

平成22年4月1日以降において、最初に食品衛生法第27条に基づく届出を提出した日から30日以内に、事務所等の所在地を管轄する保健所に届出をしてください。

Q 4-3 届出書の提出は、ファクシミリ、郵送による届出でも可能ですか。

(A 4-3)

食品等輸入届は、持参又は郵送等でご提出ください。ファクシミリ及び電子メールでの届出は受け付けることができません。

Q 4-4 届出の際、必要な書類はありますか。

(A 4-4)

特に必要な書類はありません。

Q 4-5 届出の際、手数料は必要ですか。

(A 4-5)

本制度の届出について、手数料は必要ありません。

Q 4-6 罰則を設けた理由は何ですか。

(A 4-6)

食品等輸入者の方に確実に届出を行っていただくためには、届出制度の実効性を確保する必要があることから、届出をしない者に対する罰則を設けました。

5 食品等輸入変更届

Q 5-1 法人の代表者を変更した場合も変更の届出が必要ですか。

(A 5-1)

本制度では、食品等輸入者の氏名及び住所に変更があったときに届出が必要としていますので、法人の場合は、名称や主たる事務所の所在地のほか、代表者の氏名に変更があった場合にも届出が必要です。

Q 5 - 2 県外に移転した場合は、届出は必要ですか。

(A 5 - 2)

県外に移転した場合には、県内には所在しないことから、本制度の対象である食品等輸入者ではなくなりますので、変更の届出を行ってください。

Q 5 - 3 食品等の輸入業務を止めた場合、届け出る必要はありますか。

(A 5 - 3)

食品等の輸入業務を止めた場合は、本制度の対象外となりますので、変更届を提出してください。

Q 5 - 4 変更の届出の際、必要な書類はありますか。

(A 5 - 4)

特に必要な書類はありません。

6 その他

Q 6 - 1 届出をした食品等輸入者に対して、県はどのようなことを実施して輸入食品の安全性を確保するのですか。

(A 6 - 1)

本制度により把握した食品等輸入者に対しては、事務所等に訪問して、輸入食品の取扱い状況や安全性の確保に関する指導や、輸入食品に係る情報提供等を実施します。

また、輸入食品の安全性に関する問題が発生した際には、同種の食品等を扱う食品等輸入者に対して、注意喚起を行います。

Q 6 - 2 食品等の輸入を新たに始める場合、この届出のほかに食品衛生法関係の保健所への届出等が必要ですか。

(A 6 - 2)

食品に関する営業（製造、販売、飲食店営業）を行う場合には、食品等輸入届の提出のほか、食品衛生法等に基づき、許可や届出が必要な場合がありますので、必ず事前にその営業施設を管轄する保健所にご相談ください。